

## 役員等の報酬及び費用弁償費に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛和会の役員等の報酬及び費用弁償費について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。

3 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは区別されるものとする。

### (理事会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

### (理事の報酬及び費用弁償費)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

### (監事の報酬及び費用弁償費)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (委員の報酬及び費用弁償費)

第6条 委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

### (評議員の報酬及び費用弁償費)

第7条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

### (出張旅費)

第8条 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程を準用し「職員」とみなして旅費規程の定めるところにより、旅費を支給する。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会、評議員会の議決を経なければならない。

付則

- 1 この規程は、平成19年4月1日より適用する
- 2 この規程は、平成26年4月1日より適用する
- 3 この規定は、平成29年4月1日より適用する
- 4 この規定は、令和3年4月1日より適用する

別表 1

理事

名称	報酬
理事会出席	5,000 円（日額）

監事

名称	報酬
理事会等会議への出席	5,000 円（日額）

評議員選任・解任委員会

名称	報酬
評議員選任・解任委員会出席	5,000 円（日額）

評議員

名称	報酬
評議員会出席	5,000 円（日額）

別表 2

名称	報酬	費用弁償費
理事業務	5,000 円	なし
監事業務	2,500 円×時間	3 km以内 2,300 円 3 km以上 5,000 円
研修	2,500 円×時間	5,000 円